

令和4年福島県沖を震源とする地震における 住宅応急修理実施要領

(令和4年3月18日決定)
福島県災害対策本部

災害救助法（以下「法」という。）では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理を行うこととされているが、この実施要領は、令和4年福島県沖を震源とする地震における、法に基づく住宅応急修理の取扱について定めるものである。

なお、本制度の対象となる、法の適用を受けた福島県内の全市町村（59市町村）である。（令和4年3月16日適用）。

1 対象者

(1) 以下の全ての要件を満たす者（世帯）

① 当該災害により準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと。

災害により準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

※ 全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。

② 応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれること。

③ 応急仮設住宅等を利用しないこと

応急仮設住宅（民間借上げ住宅を含む）、公営住宅等と応急修理の制度を重複して利用することは認められない。

ただし、以下の場合を除く。

ア 一時的な避難場所として公営住宅等を利用している場合

イ 応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超え、かつ発災の日から原則6か月以内に修理が完了し自宅に戻ることが可能であると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な場合

なお、この場合、応急仮設住宅の使用期間は災害発生の日から原則6か月とし、応急修理が完了した場合は速やかに退去すること。

(2) 災害のため住家が中規模半壊、半壊又はこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、都道府県又は市町村において、「資力に関する申出書」（様式第2号）を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。

2 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方

(1) 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施することとする。

(2) 応急修理の優先順位

法による応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な欠くことのできない部分及び日常生活に欠くことのできない破損箇所（土台、床、壁、窓、戸、天井、屋根等の如何を問わない。）に限られ、一般的に修理は屋根、壁、床など、より緊急を要する部分から実施すべきである。

優先度	応急修理の緊急性の高い部位
①	壊れた屋根の補修、壊れた基礎の補修、柱・梁等の補修、壊れた外壁の補修、壊れた床の補修
②	壊れたドア、窓等の開口部の補修
③	配管・配線の補修（上下水道管の水漏れの補修、壊れた給排気設備（換気扇などの交換）、電気・ガス・電話等の配管・配線の補修）
④	壊れた衛生設備（便器・浴槽などの交換）

(3) 基本的考え方

応急修理の箇所や方法等についての基本的考え方は、以下のとおりとする。（詳細は、別紙1「応急修理にかかる工事例」のとおり）

① 地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。

② 内装に関するものは原則として対象外とする。

ただし、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。

応急修理は、一般的には、より緊急を要する部分から実施すべきものであり、通常、畳等や壁紙の補修は、優先度が低いと解される。また、壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。

③ 修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可とする。

④ 家電製品（独立式ガスコンロ・食洗器・クーラーなど）は対象外である。

⑤ 住家が半壊、半焼又は準半壊の被害を受けていても、残存した部分において差し当たりの生活に支障がないときは、法による住宅の応急修理の対象とはならない。

例えば、1階にトイレがあり災害により破損したが、2階にもトイレがあるため、差し当たって2階のトイレの使用が可能な状態であれば、法による応急修理の対象とはならないなど。

3 基準額等

(1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯あたりの限度額は次のとおりとする。

1世帯あたり 595,000円以内（準半壊は、300,000円以内）

(2) 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、(1)の1世帯当たりの額以内とする。

(3) 借家の取扱

借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所を失う場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

なお、この場合、所有者の資力を確認する必要があるため、所有者の所得が確認できる公的機関からの証明書・書類等をあわせて提出すること。また、火災保険・共済等による保険金や共済金を受領していないことを受付窓口において確認することとする。

また、借家の所有者が法人（株式会社、（有限会社）、合同・合資、合名会社など）である場合は、その法人に資力がないとは考えにくいいため、法による応急修理の対象とはならない。

(4) 公営住宅や公務員宿舎の取扱

公営住宅や公務員宿舎の修繕については、法令を所管する省庁及び法定受託されている自治体において修理を行うものであり、法による応急修理の対象とはならない。

また、入居者が増築した居室・入居者自らが設置した風呂釜や給湯機器等の修理や、公営住宅等の退去時修繕負担金等についても応急修理の対象とはならない。

4 手続の流れ（別紙2「住宅応急修理事務手続フロー」のとおり）

- (1) 市町村は、応急修理（全体の手続の流れ、書類の記入方法、修理箇所の範囲等）について、パンフレットの作成やホームページに掲載するなどして、被災者及び住宅応急修理を行う業者（以下「指定業者」という。）に対して、周知する。
- (2) 市町村は、指定業者の名簿（以下「指定業者リスト」という。）を作成する。
名簿作成にあたっては、原則として、福島県が災害時における被災住宅の応急修理等に関する協定を締結している福島県建設労働組合連合会、（一社）福島県建設業協会、（一社）福島県工務店協会、（一社）福島県建築大工業協会から提供された名簿の業者から選定する。（名簿は別途送付）
- (3) 市町村は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、指定業者の斡旋と合わせて応急修理制度の概要を説明する。
- (4) 住宅応急修理を希望する被災者は、市町村の住宅相談窓口に住宅応急修理申込書（様式第1号）を提出し、要件の審査を受ける。
- (5) 市町村は、住宅応急修理申込書を提出した被災者（以下「住宅応急修理申込者」という。）に対して、指定業者リスト及び住宅応急修理見積書（様式第3号）を交付する。
- (6) 住宅応急修理申込者は、指定業者リストに掲載されている指定業者の中から住宅応急修理を行う者（以下「住宅応急修理施工者」という。）を選定し、選定した住宅応

急修理施工者に対して修理を希望する箇所を伝え、修理見積書の作成依頼を行う。

- (7) 住宅応急修理施工者は、住宅応急修理の対象となる修理予定箇所と費用を記載した修理見積書を2部作成し、住宅応急修理申込者に提示する。なお、修理見積書には、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。
- (8) 住宅応急修理申込者は、提示された修理見積書の内容を確認し、内容に支障がなければ、自署又は記名押印して、住宅応急修理施工者に返却する。住宅応急修理施工者は、住宅応急修理申込者の自署又は記名押印がされた修理見積書を2部市町村に提出する。
- (9) 市町村は、修理見積書の内容を確認の上、住宅応急修理施工者に対して修理依頼書（様式第4号）を、住宅応急修理申込者に対して応急修理決定通知書（様式第5号）を、それぞれ交付する。
- (10) 住宅応急修理施工者は、住宅応急修理申込者と工事日程を調整した上で、住宅応急修理を実施する。
- (11) 住宅応急修理施工者は、応急修理の箇所、工事完了報告書（様式第6号）、施工中及び施工後の工事写真等を提示し、住宅応急修理申込者は、住宅応急修理の実施を確認したときは、当該工事完了報告書に自署又は記名押印する。
- (12) 住宅応急修理施工者は、住宅応急修理申込者の自署又は記名押印のある工事完了報告書（様式第6号）に写真を添付して、市町村に提出する。
- (13) 市町村は、住宅応急修理が履行されていることを確認した場合、住宅応急修理施工者に対してその旨連絡をする。
- (14) 住宅応急修理施工者は、応急修理工事代金を市町村に請求することができる。
- (15) 市町村は、請求内容を確認し、応急修理工事代金を住宅応急修理施工者に支払う。
- (16) 市町村は、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

【受付に必要な書類】

- ① 住宅の応急修理申込書（様式1号）
- ② 災害証明書
- ③ 施工前の修理箇所等の被害状況が分かる写真
- ④ 修理見積書（様式3号）※後日、提出可だが、工事決定までに必要
- ⑤ 資力に関する申出書（様式2号）
- ⑥ 所有者の同意書（様式7号）※借家の場合のみ
- ⑦ 上記以外に自治体において必要となる資料

【精算監査に必要な書類】

- ① 応急修理依頼書（様式4号）

- ② 応急修理決定通知書（様式5号）
- ③ 工事請書
- ④ 修理に関する請求書
- ⑤ 施工中、施工後の修理状況が分かる写真（修理箇所毎）
- ⑥ 工事完了報告書（様式6号）
- ⑦ その他、会計処理上必要な書類（負担行為・支払いに係る書類、債主登録票）

この実施要領は令和4年3月16日より適用する。